

佐賀県規則第 5 号

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和 35 年佐賀県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
(訓練科等) 第5条 略	(訓練科等) 第5条 略 <u>2 学院の短期課程の訓練科、訓練生定員及び訓練期間は、次のとおりとする。</u>		
	<u>訓練科</u>	<u>訓練生定員</u>	<u>訓練期間</u>
	<u>機械基礎科</u>	<u>20 人</u>	<u>1 年</u>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。